

「訪問介護報酬引き下げ」に関する質問及び意見について

2024年2月14日（水）

介護の崩壊をさせない実行委員会

1.令和5年度介護事業経営実態調査および詳細な訪問介護事業経営実態調査を実施することについて

社会保障審議会介護給付費部会で、2024年度介護報酬改定内容が了承され、多くのサービスについて、基本報酬が引き上げられるなか、訪問介護は基本単位数が引き下げられました。根拠とされたのは、昨年5月に実施された「令和5年度介護事業経営実態調査」で、調査方法は、層化無作為抽出でした。

私たちは、訪問介護サービスの基本報酬引き下げの理由にあげられている、訪問介護サービスの2022年度決算が7.8パーセント、前年度対比の収支差率が2%という調査結果については、真に事業の実態把握に資するデータであったのかという懸念を抱いています。

そこで、（1）令和5年度介護事業経営実態調査において層化をどのように行なったか、（2）本件に関して、1月22日の社会保障審議会介護給付費部会で報告された際、訪問介護事業所の収支差率に関する「真の値」は何パーセントから何パーセント位の間と説明をされたのか、（3）結果として標本誤差というものをどのように評価されているのか、これらについてご教示を願います。

一方で、この間、高齢化の進行で、持続的な市場拡大が見込まれるはずの訪問介護事業者の倒産が増加していることが報じられています。（株）東京商工リサーチ）また、昨年度、ホームヘルパーの有効求人倍率が過去最高の15.53倍にのぼったとことも報告されています。介護事業経営実態調査における収支差率をもって基本報酬が引き下げるとした議論と、訪問介護事業の実相は、余りに乖離していると言わざるを得ないと考えます。見解をうかがいます。

そもそも、ヘルパーの移動時間や待機時間については、報酬が適切に反映される仕組みとなっておりません。また、在宅介護は、多くの非正規職員、短時間労働者に支えられており、とりわけ訪問介護事業においてその傾向が強いと思われま。扶養範囲内での勤務を希望する職員も多く、賃金が上がると労働時間を抑制するという状況も生まれます。訪問介護の収支差率に、これらの影響が現れている可能性はないでしょうか。このような構造的な問題にこそ目を向けるべきではないでしょうか。

「おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域」を単位として想定している地域包括ケアシステムの実現のために、地域に必要な機能や社会資源は何なのかを捉え直す意味でも、ニーズの個別性にも対応しながら高齢者が安心して暮らせる地域づくりに貢献している訪問介護事業について、あらためて詳細な経営実態調査を実施してはどうかと考えますがいかがでしょうか。

2. 今回の訪問介護報酬の引き下げが、ケアで満たされた高齢社会の実現に寄与するのか見解を伺います

処遇改善加算の統合など、事業所の負担を減らし加算率もプラス改定されたことでマイナス改定の影響はほぼないとの見解を示されていますが、試算してみると最上位の処遇改善加算であってもマイナスになることが報じられています。特に最上位の加算が受けられない事業所では「今度こそ息の根を止められてしまう」と、大きな危機感を持っています。

介護事業全体で人手不足が深刻な問題となっている中での「マイナス改定」は、あり得ない結論としか言いようがなく、特に小規模事業所にとっては大きな負の影響をもたらします。もはや、介護事業は、大規模事業所にシフトさせ、小さい事業所は潰れても致し方ないと考えておられるようにしか見えません。しかし、負の影響は、単に小規模事業所の廃業といったレベルでは済まないのではないかと危惧します。

介護事業所が、利用者を選ぶような制度で良いとは思えません。訪問介護サービスが必要なのに、ケアプランに組み込めなければどうなるでしょう。自費サービスを利用できる経済力があればともかく、多くの世帯は限られた年金と貯蓄を取り崩しながらの生活です。

介護が必要となっても自分らしくありたい、尊厳の保持をと願う気持ちが抑圧されることのないケア社会実現のためには、利用者が多くの事業所の中から、自分に合う事業所を選べることが重要です。多くの小規模な訪問介護事業所が、そこに暮らす人たちの「人生」を支えていることを軽んじないでください。

本気で地域包括ケアシステムを推進しようとお考えならば、また、国民が安心して経済活動に携わることができるためにも、誰もが「行く道」であり必要とする介護保険制度全体の点検をお願いいたします。

以上